

広報かに広告募集要項

この要項は、可児市が発行する「広報かに」に掲載する有料広告の募集について、可児市広告掲載取扱要綱及び可児市広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

1 広告の媒体

- (1) 名称 広報かに
- (2) 規格 冊子型 A4判
- (3) 発行回数 毎月1回（1日発行）
- (4) 発行部数 31,500部（令和8年5月1日時点）

2 広告の規格・掲載料金等

(1) 広告の規格・掲載料金

・2027年4月号まで

区分	大きさ	掲載位置 (※5)	枠数	掲載料金 (税込み)	デザイン等
1種広告 (※1)	縦 60mm× 横 80mm (※2)	中面 (縦書き4段 組の下1～2 段)	8枠	20,000円 (※3)	市が指定する1色 と黒の2色刷り
				25,000円 (※3)	カラー刷り
2種広告 (※1)	縦 130mm× 横 90mm (※4)	裏表紙	4枠	70,000円 (※3)	カラー刷り

・2027年5月号から

区分	大きさ	掲載位置 (※5)	枠数	掲載料金 (税込み)	デザイン等
1種広告 (※1)	縦 60mm× 横 80mm (※2)	中面 (縦書き4段 組の下1～2 段)	8枠	25,000円 (※3)	カラー刷り
2種広告 (※1)	縦 130mm× 横 90mm (※4)	裏表紙	4枠	70,000円 (※3)	カラー刷り

- ※1 1種・2種広告を同時に申し込むことも可能です。
 - ※2 1種広告は、横2枠を同時に使って広告を掲載することも可能です。
(1種2枠の大きさ：縦60mm×横165mm)
 - ※3 初回掲載号から1年以内に6カ月以上12カ月未満の掲載を一括で申請する場合は10%、12カ月の場合は20%の割引率を適用します。
 - ※4 2種広告は、複数枠(2～4枠)を同時に使って広告を掲載することも可能です。
(2種2枠の大きさ：縦130mm×横182mm)
 - ※5 紙面内の掲載位置は市が決定する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、別に定めがあるときは、広告掲載料金を免除することができる。

3 掲載期間

各号1枠から、連続して12カ月までを限度として申し込み可能です。

4 掲載できない広告

可児市広告掲載取扱要綱第4条及び可児市広告掲載基準第4条に定める広告のほか、クーポン券や割引券、金券などに利用できるものは掲載できません。「広報かにを持参」などの記載も同様の扱いとします。

また、広告のデザインや内容について、広報紙のイメージを損なうことのないよう調整させていただきます場合があります。

5 申込方法

広報紙広告掲載申請書(別紙様式1)に必要事項を記入し、掲載する広告の原稿(案)を添えて、電子メール、持参、郵送、ファクスのいずれかでお申し込みください。

【申込・問合せ先】可児市役所 市政企画部 広報情報課

〒509-0292 可児市広見1-1

電話：0574-62-1111 ファクス：0574-61-0345

電子メール：kouhoukani@city.kani.lg.jp

※持参される場合の受付時間は、土・日曜、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

※電子メールの場合、添付ファイルの容量は7MB以内をお願いします。原稿データの容量がこれを超える場合は、CD-Rや大容量ファイル送信サービスなどでご提出ください。

6 申込締切・申込開始

掲載希望号発行日の50日前までにお申し込みください。

なお、申し込み受付開始は各号発行日（複数月分を一括で申請する場合は初回掲載希望号発行日）の6カ月前からとします。詳しくは市までお問い合わせください。

7 広告掲載の決定・広告掲載料金の納入

提出いただいた書類を審査した上で掲載の可否を先着順により決定します。

掲載が決定した場合、市から広報紙広告掲載決定通知書（別紙様式2）と広告掲載料金の納入通知書を送付します。納入期限までに納入をお願いします。

なお、広告掲載料金は1回の申請分ごとにまとめて前納していただきます。

掲載しないことを決定した場合、市から広報紙広告非掲載決定通知書（別紙様式3）を送付します。

8 広告原稿の作成と提出

広告原稿のデータは、広告主の責任及び負担で作成し市へ提出してください。原稿締切日は掲載号発行日の40日前です。なお、市では原稿内容の校正はしませんので、あらかじめ内容に間違いのないよう十分ご注意ください。また、色校正は原則、市に一任いただくことになりますが、掲載の紙面イメージのデータ確認を電子メールで行います。

9 広告掲載期間の変更

広告掲載決定後に広告主の自己都合により、広告掲載期間の変更をする場合は、掲載変更希望号の原稿締切日までに、広報紙広告掲載変更・取り下げ申出書（別紙様式4）を提出してください。変更が決定した場合、市から広報紙広告掲載変更決定通知書（別紙様式5）を送付します。

なお、変更後の広告掲載月分に係る広告掲載料金を再計算し、既納の広告掲載料金から変更後の広告掲載料金を差し引いた額を返還します。ただし、期間延長の場合や割引率が不適用になった場合は、追加徴収になる場合もあります。返還または追加徴収する広告掲載料金には、利子及び利息を付しません。

10 広告掲載の取り下げ

広告掲載決定後に広告主の自己都合により、広告掲載を全て取り下げる場合は、初回掲載号の原稿締切日までに、広報紙広告掲載変更・取り下げ申出書（別紙様式4）を提出してください。取り下げが決定した場合、市から広報紙広告掲載取り下げ決定通知書（別紙様式6）を送付します。

なお、既納の広告掲載料金は返還します。返還する広告掲載料金には、利子を付しません。

附 則

この要項は、令和8年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年7月27日から施行する。

年 月 日

可児市長 様

申請者

住所(所在地)

氏名(会社・団体及び代表者氏名)

連絡先電話番号 () — FAX () —

E-mail 担当者氏名

広報紙広告掲載申請書

次のとおり申請します。

記

- 1 申請する広告 可児市広報紙「広報かに」 種広告 刷り 枠分
※1 種広告の場合は、2 色もしくはカラー刷り、2 種広告はカラー刷りのみ

- 2 掲載希望期間 年 月号 ～ 年 月号

- 3 広告掲載料金の支払い

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料金として、 円を指定された日までに納入します。

下記すべての事項を確認し、遵守のうえ、申請します。(□にチェックをしてください)

- ☐ 可児市広告掲載取扱要綱、可児市広告掲載基準及び広報かに広告募集要項を遵守します。
☐ 市税(国民健康保険税を含む)を滞納していません。(市内事業者は納付状況調査に同意します。)
☐ 広告掲載期間の変更または取り下げをする場合は、掲載変更・取り下げ希望号発行日の40 日前までに広報紙広告掲載変更・取り下げ申出書を提出します。

注意事項

- 1 この申請書は、掲載希望号発行日の 50 日前までに提出してください。
2 この申請書には、広告原稿(案)を添付してください。

第 号
年 月 日

様

可児市長 印

広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました可児市の広報紙への広告掲載については、次のとおり掲載することを決定いたしましたので通知します。
つきましては、次の手続きをお願いします。

記

1 広告媒体 広報かに

(広報紙広告掲載期間： 年 月号 ～ 年 月号)

2 広告掲載料金

(1) 広告掲載料金 円

(2) 納 入 期 限 年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所でお支払ください。

3 原稿の提出

掲載号発行日の40日前までに市へ提出してください。

4 その他

- ・掲載にあたり広報紙の各号において、紙面全体のイメージを損なうと判断した場合は、デザインの変更をお願いする場合があります。
- ・広告掲載期間の変更または取り下げをする場合は、掲載変更・取り下げ希望号発行日の40日前までに広報紙広告掲載変更・取り下げ申出書を提出してください。

(様式3)

第 号
年 月 日

様

可児市長

印

広報紙広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申請のありました可児市の広報紙への広告掲載につきまして、次の理由により掲載できません。

記

1 申請のあった広告媒体

2 掲載できない理由

年 月 日

可児市長 様

申出者

住所(所在地)

氏名(会社・団体及び代表者氏名)

連絡先電話番号 () — FAX () —

E-mail 担当者氏名

広報紙広告掲載変更・取り下げ申出書

年 月 日付けで決定されました可児市の広報紙への広告掲載につきまして
は、下記のとおり掲載期間の変更・掲載の取り下げをしたいので申し出ます。

記

	広告掲載期間		広告掲載料金	
変更前	年 月号 ～ 年 月号		(A)	円
変更後	・ 年 月号 ～ 年 月号 ・ 掲載を全て取り下げる		(B)	円
(A) - (B)	円 ※			
振込先 口座情報	金融機関名		支店名	
	口座種別		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
変更・ 取り下げ理由				

※ (A) - (B) が負の数になるときは追加納入が必要です。送付する納入通知書で納入期限までに
納入してください。

注意事項

- 1 この申出書は、掲載変更・取り下げ希望号発行日の40日前までに、提出してください。

第 号
年 月 日

様

可児市長 印

広報紙広告掲載変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました可児市の広報紙への広告掲載期間の変更について、次のとおり変更することを決定いたしましたので通知します。

記

- 1 変更後広告媒体 広報かに

(変更後掲載期間： 年 月号 ～ 年 月号)

- 2 広告掲載料金

変更前： 円

変更後： 円

- 3 その他

第 号
年 月 日

様

可児市長 印

広報紙広告掲載取り下げ決定通知書

年 月 日付けで申請のありました可児市の広報紙への広告掲載の取り下げについて、次のとおり取り下げすることを決定いたしましたので通知します。

記

1 取り下げ広告媒体 広報かに

(広告掲載取り下げ期間： 年 月号 ～ 年 月号)

2 返還金等

(1) 返還金 円

(2) 振込先

(3) 振込予定日 年 月 日